

令和5年 第4回浜松市議会定例会
一般質問及び浜松市答弁

質問者 市民クラブ 北野谷富子

質問	答弁
<p>1 少子化対策について</p> <p>(1) 今後の展開について 本市における令和3年の合計特殊出生率は1.37と全国平均1.30を上回っているものの、浜松市“やらまいか”人口ビジョンの目標値1.68を大きく下回っている。 市長は少子化対策を重点施策としているが、今後、どのように取り組んでいくのか考えを伺う。</p> <p>(2) 多子世帯の保育料負担軽減について 子育てに差があってはならないと考える。私の世代では、第2子以降の保育料を無償化してほしいとの声を聴く。多様化している家庭環境に対応していくため、上の子供の年齢に関わらず、保育料多子軽減の年齢制限撤廃を市独自で実施すべきと考えるが、どうか伺う。</p>	<p>1. (1)中野市長 少子化の進行は、地域の経済活動や社会保障機能の維持に支障をきたすなど、子育て世代に関わらず、社会全体に影響を及ぼす喫緊の課題であると認識している。国においては、本年6月「こども未来戦略方針」を閣議決定し、今後3年間で取り組む具体的政策が加速化プランとして示され、各種施策については現在、法整備や制度設計等の具体化について検討が進められている。加速化プランには自治体に関わる施策が多く盛り込まれており、国と連動し、長期的視野に立ち対策を進めていく必要がある。そのうえで、市としても、地域のニーズや実情を踏まえ、計画的に、実行性のある施策を展開することが重要である。また、少子化対策は産業、福祉、医療、教育など、幅広い分野が連携し、全庁を挙げた取り組みが必要であり、生活の基盤となる産業の創出、活性化をはじめ、出会いから結婚、妊娠、出産、子育て、教育まで、ライフステージに応じた切れ目のない施策の展開が重要である。今後も、市民の皆様をはじめ、オール浜松で浜松からの地方創生を推進するとともに、若者や子育て世代の将来不安を払拭し、安心してこどもを産み育てられる、元気な浜松市を目指して、少子化対策に取り組んでいく。</p> <p>1. (2)吉積こども家庭部長 2019年10月に導入された幼児教育・保育の無償化により、3歳から5歳児の保育料は原則無償となっているが、0歳から2歳児の保育料は、世帯の市民税所得割課税額に応じて階層を設け、金額を決定している。保育料の多子負担軽減は、国の制度として本市が実施するもので、保育所等を利用する最年長の子を第1子とカウントし、本人が第2子であれば半額、第3子以降は無償としており、年収360万円未満相当の世帯では年齢制限は撤廃されている。仮に本市で全ての世帯で年齢制限や所得要件を撤廃した場合、毎年約3億8千万円の財政負担が生じると試算している。保育料の多子負担軽減は、保護者の経済的負担の軽減や、子どもが幼児教育・保育を受ける機会の拡充につながることが期待されるが、少子化対策としての効果は、限定的なものと考えており、実施にあたっては目的や効果を見定める必要があると考えている。本市としても、国に対し、財政措置も含めた全国一律の制度構築等の提案・要望を引き続き行うとともに、様々な子育て支援施策を実施するなかで、事業の優先度などを踏まえ、慎重に検討していく。</p>

質問	答弁
<p>2 学校教育について</p> <p>(1) 不登校支援について 学習についていけない、先生と合わない、友達と合わない、大人数が苦手など、学校に行きたくても行けない、または行かないことを選択した児童・生徒は過去最高の人数となっている。 そこで、本市として学校に行けない理由が多様化している児童・生徒の支援について、学校内での取組や義務教育後の進路の情報の提供など考えを伺う。</p> <p>(2) 教職員の確保について 一人一人の児童・生徒に向き合う時間を確保するために、教職員の確保は必須だと考える。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」で定められている定数だけではなく、そこからさらに人材を増やしていくことが求められている。 そこで、以下伺う。 ア 定年前に短時間勤務を希望する教職員を調査し、再任用短時間勤務の教職員を定数内ではなく、定数外として採用すべきと考えるが、どうか伺う。 イ 現在、年度途中の産休・育休や休職による欠員に対しての補充は学校側の人と人のつながりで何とか確保している現状である。退職者を含めた希望者の細かなニーズと学校側のニーズを把握し、マッチングさせる体制を構築していく必要があると思うが伺う。</p> <p>(3) 学校側の柔軟な対応について 通常学級にも多様な児童・生徒</p>	<p>2. (1)(2)(3)宮崎教育長</p> <p>(1)指摘のとおり、不登校の要因は、友人関係、教職員との関係、学習や進路に対する不安など様々である。学校は、「不登校児童生徒支援マニュアル」に基づき、児童生徒の変化に注意を払い、保護者と連携しながら不登校の兆候をとらえ、その情報を共有し、未然防止のため早期に対応している。不登校児童生徒の校内での学びの場として、校内まなびの教室を小中学校合わせて45校に設置している。ここでは、学習等の個別活動やソーシャルスキルトレーニング等の集団活動を計画された時間割に沿って行い、在籍学級への復帰につなげている。また、義務教育卒業後の進路については、保護者を対象に開催する情報会において、本市の不登校の状況や支援内容に加えて、進路情報を提供している。今後も、不登校児童生徒や保護者が必要な支援を受けられるよう、こうした取組の充実に努めていく。</p> <p>(2)ア 来年度以降、定年引上げが段階的に実施されることに伴い、定年前に退職を希望する教職員は定年前再任用短時間勤務を選択することが可能となっている。また、来年度以降は60歳を超えたフルタイムでの正規の教職員が増加することになる。制度完成までの移行期においては、個々の選択により、定年前再任用や暫定再任用を含めた教職員の構成が大幅に変化することになるため、定数外、いわゆる市単独加配の必要性については、その推移を見極めながら検討していく必要があると考えている。なお、現状においては、再任用短時間勤務の養護教諭が、市単独加配となっている。少人数職種である養護教諭にとっては、加配により複数配置校が増加することで、事務負担が軽減されるとともに、子供たちへの個別相談に時間を費やすことができるなど、その効果は大きなものとなっている。こうしたことから、養護教諭の市単独加配を継続しつつ、今後は栄養教諭や学校栄養職員の定年前再任用短時間勤務職員の市単独加配についても検討していく。</p> <p>(2)イ 現状における欠員の補充については、臨時的任用教職員や非常勤講師の希望者を教育委員会に登録し、学校と登録者とのニーズのすり合わせを行った上で、各学校へ配置している。しかし、年度途中においては、登録済みのものであっても、すでに他の業種に就職するなど、任用可能な候補者が少ないが故にニーズのマッチングが難しいことも事実である。そのため、登録に際しては、勤務時間内での電話による受付だけでなく、24時間、簡単に手続きができるよう、市のホームページに専用フォームを設置する。また、現状では、採用試験を受験したことがある者など、これから教職を目指す若年層を中心に声掛けを行っていたが、退職者へも積極的に声掛けを行っていく。こうした取組みを推進することで、今後の登録者数の増加を図り、安定的な欠員補充の体制づくりに努めていく。</p> <p>(3)ア 本市では、はままつ式少人数学級編制を実施し、学級担任が児童生徒一人ひとりに目が届きやすい環境づくりに取り組んでいるところである。運用に際しては、1学級25人以上という下限を設けてい</p>

質問	答弁
<p>が通っている。その一人一人に目を向け、自己肯定感を向上させる声掛けや、主体的に行動できるような導き、さらには少し学習に不安がある子供を抽出して支援するなど、先生の役割は重要である。児童・生徒に向き合う時間を少しでも多く確保し、個人に合った支援を充実させるための学校側の柔軟な対応が求められている。</p> <p>そこで、以下伺う。</p> <p>ア 1 学級における下限の撤廃について伺う。</p> <p>イ 学習障害等に係る通級指導教室の拡充について伺う。</p>	<p>るが、これは、子供たちが集団の中で多様な考えに触れ、学びを深めるための適正な学級規模であると考えているためである。また、はままつ式少人数学級の実施に加え、非常勤講師や各種支援員を配置するなど、人的にも支援体制の充実を図っている。今後も、本市独自の 30 人学級編制、35 人学級編制を継続しながら、併せて、非常勤講師や支援員等も含めた教員配置のあり方など、個人に合った柔軟な指導体制について検討していく。</p> <p>(3)イ 昨年度に本市が実施した調査では、通常の学級に在籍する発達障害の可能性がある児童生徒の割合は小学校で 5.2%、中学校で 3.7% となっている。質問の学習障害のある児童生徒への取り出し指導を行う、LD 等通級指導教室は、小学校 7 校に 14 教室、中学校 3 校に 5 教室それぞれ開設している。対象者の就学先については、各学校で、発達支援コーディネーターが中心となり、個々の子供のアセスメントを行った上で、支援方法を決定する校内委員会及び市就学支援委員会を経て、望ましいと考えられる就学先を保護者に提案している。今後も引き続き、国の配置基準を踏まえ、支援を必要とする児童生徒数に応じて、最適な学びの場を提供できるよう、LD 等通級指導教室の拡充を図っていく。</p>
<p>3 佐久間分校との連携について</p> <p>県立浜松湖北高校佐久間分校は、佐久間中学校との連携型中高一貫教育に取り組んでおり、これまで佐久間・水窪地域の生徒の進路先として地域人材を輩出してきた。</p> <p>平成30年に静岡県教育委員会が策定した「ふじのくに魅力ある学校づくり推進計画」では、1 学級規模の分校等にあっては、2 年連続して入学者が 15 人を下回った場合、高等学校教育の質の保障の観点から募集を停止するとされている。</p> <p>今年度まで、地域の協力などにより生徒を確保してきたが、少子化の影響で今後生徒の確保が厳しい状況となることが予測されている。</p> <p>中山間地域における高等学校の存続は、子供たちの学ぶ機会の</p>	<p>3. (1)宮崎教育長</p> <p>県立浜松湖北高校佐久間分校は、2007 年度から中山間地域の人材育成や、生徒確保の観点などから、佐久間中学校、水窪中学校との連携型中高一貫教育を推進している。中高教員による交流授業や合同研修をはじめ、高校での中学生参加型授業や生徒企画による 3 校の交流会も行われている。地域における入学者確保に向けた取組としては、佐久間・水窪地域の地域・保護者の代表などで組織する協議会へ学校や県・市教育委員会も参加し、佐久間分校の魅力化と地域外からの生徒確保に向けて、情報共有や協議を行っている。また、教育委員会では毎年度、中山間地域の高校へ自宅外から通学する生徒への奨学金制度や、分校における一人一人に寄り添った少人数教育などの魅力を校長会議において伝え、進路指導の参考としていただいている。こうした取り組みにより、地域外からの入学者も増加しているものと認識している。今後も様々な機会を通じて分校の魅力を伝えていくとともに、現在、県教育委員会で検討を進めている「県立高等学校の在り方に関する基本計画」の動向にも注視していく。</p> <p>3. (2)新谷市民部長</p> <p>佐久間分校のカリキュラムには、「地域学」と「地域実践」という地域と高校が連携して様々な活動や行事を実施する科目が組み込まれている。このカリキュラムの一環として、地域の NPO などと協力して、特産品であるそばを栽培しているほか、地域を代表する産業祭などの</p>

質問	答弁
<p>保障や地域振興などの観点からも重要であると考えます。</p> <p>そこで、以下伺う。</p> <p>(1) 連携型中高一貫教育や佐久間分校への入学者確保に向けた取組状況について伺う。</p> <p>(2) 地域振興に欠かすことのできない佐久間分校と連携した地域の活動について伺う。</p>	<p>イベントには、生徒がスタッフとして積極的に参加し、運営の一部を担っている。生徒たちはこれらの活動を通じて、地域に貢献する意識を高めている。現在、地域で暮らす多くの大人たちは、こうした歩みを経て、地域への誇りや愛着を醸成してきた。こうした思いを胸に地域づくりの中核を担っている。これから先も地域と学校が現在のような連携を保ち、子どもたちが地域の担い手になってくれることを期待する。</p>
<p>4 小・中学校体育館への空調設備設置について</p> <p>昨今の気候変動の影響により、2学期に入っても猛暑が続き、子供たちの学びにも影響が出ている。例えば、屋外や体育館で行うことの多い体育の授業では、暑さ指数に応じて別の教科に振り替えたり、授業が実施できても運動量を確保することができず、身につけさせたい力を十分に身につけさせることができなかつたりしている現状がある。子供たちの豊かな学びを保障するという視点だけでなく、地域住民の生涯スポーツの場であるということや、有事の際の避難所になるという視点からも、小・中学校の体育館への空調設備設置は急務であると考えますが、どうか伺う。</p>	<p>4. 奥家学校教育部長</p> <p>小中学校施設の空調設備については、これまで必要性や使用頻度を鑑みの中で、職員室や普通教室などで、優先的に整備してきた。体育館は、学校教育活動においては、夏季はプールの授業があり、他の施設に比べ稼働が少ない実状があり、加えて空調整備では、本体機器の設置と併せ、空調効率を上げるための建物全体の断熱化など、追加工事が必要となる。教育委員会としては、学校における喫緊の対応として、まずは音楽教室や理科室などの特別教室に優先的に空調を整備するよう、準備を進めており、その後も、多くの老朽化した学校を、順次改修していく必要がある。いずれも多額の整備費用を要することから、体育館への空調整備は、今後の大きな検討課題であると認識している。一方で、質問の社会体育利用や避難所としての役割など、今後の学校施設は、これまで以上に地域住民による利活用が進むものと考えている。このため、体育館への空調設置については、整備順序や財政状況を総合的に判断する中で、現在策定を進めている次期学校施設整備計画に併せ、継続的な検討を進めていく。</p>
<p>5 社会的養護の推進について</p> <p>(1) 専門里親について</p> <p>本市においては、保護者から適切な養育が受けられない、保護者がいない、障害を持っている等の事情により里親のもとで暮らす児童は、昨年度末で 50 人程度いる。そうした児童を預かる里親は、真摯に里子へ向き合い、家族再統合</p>	<p>5. (1)(2) 吉積こども家庭部長</p> <p>(1) 専門里親とは、虐待や非行、障害などにより特に専門的な援助を必要とする児童を養育する里親で、本市では、昨年度末現在で登録されている里親 111 世帯の内、4 世帯が専門里親となっている。専門里親になるためには、法令に基づき、養育里親として 3 年以上の経験や専門里親研修の受講、委託児童の養育に専念できることなどの要件があり、とりわけ、専門里親研修は、通信教育や養育実習といった内容を、東京などの研修機関で受講することになっている。また、受講費用は公費で賄われるが、家庭から離れて研修へ参加する必要があるこ</p>

質問	答弁
<p>や自立支援へつながる家庭的養護の役割を担っている。</p> <p>里親の種類は、養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の4つがある。その中で、専門里親については、養育里親の経験があり、より専門的な研修を受講し、深刻な虐待を受けた児童や非行等の問題を抱える児童、何らかの障害を持つ児童など、一定の専門的ケアを必要とする児童を養育している。</p> <p>養育里親の中にも専門里親と同様の支援をしている里親がおり、その方々にも専門里親となって活躍してもらえるように制度を周知するなど、専門里親を増やす考えはないか伺う。</p> <p>(2) 施設退所後のアフターケアについて</p> <p>施設を退所してから、お世話になった施設の職員に、就職した喜びや社会での出来事を報告したいと思う子供は多い。しかし、忙しそうな職員の事を思って遠慮しがちで、実際に来所する子供は限られている。また、退所した施設以外の相談機関では相談することに不安を抱える子供もいると聞く。アフターケア事業の現状と、子供たちが相談しやすいように充実させていく考えはないか伺う。</p>	<p>と等から、専門里親の割合は全国的に見ても、登録里親の5パーセント程度に留まっている。里親のもとで暮らす児童の中には、発達や愛着に課題を抱え、癩癩や暴力など様々な問題が現れる場合もあるため、これらの対応にあたるための知識やスキルを習得した専門里親の確保が必要と考えている。今後は、既に里親登録されている方を含め、より多くの市民に里親制度を理解していただき、専門里親を増やしていけるよう、広報はままつやホームページによる周知の他、里親制度の説明会や研修会など、あらゆる機会を捉えて普及啓発活動に取り組んでいく。</p> <p>(2) 本市では、児童養護施設等の退所を控えた児童や、既に退所した児童等の、就労や学業の継続及び安定した生活に向けた支援をするため、2016年2月から「退所児童等アフターケア事業」を、児童養護施設「清明寮」で実施している。アフターケア事業では、退所後に社会へ出る心構えや、一人暮らしの生活スキルを身に着けるための講座等を受講する集団支援と、人間関係の悩みや金銭トラブルなど、日常生活を送るうえでの課題等について相談に応じる個別支援の両面で支援を行っている。昨年度は、講座の開催や電話・来所相談、居宅訪問等により28名の児童に対して助言や情報提供を行っているが、清明寮以外の施設の退所者にとっては、個別の相談がしにくいといった課題もある。今後は、他施設の退所者であっても個別支援を利用しやすいように、清明寮以外の施設への訪問や施設間の連携を図るとともに、社会的養護を受ける多くの児童に本事業を広く周知し、悩み事の相談などに活用できるよう、寄り添った支援ができる環境を整えていく。</p>
<p>6 豪雨に強いまちづくりについて</p> <p>近年、台風や大雨による水害が激甚化・頻発化している。特に、昨年9月の台風第15号、今年6月の台風第2号により、これまで経</p>	<p>6. (1)(2) 伏木土木部長</p> <p>(1) 「浜松市総合雨水対策計画」では、計画対象区域の中を準用河川や主要な都市下水路を基本単位とした132エリアに分割し、エリアごとに浸水被害の発生状況等の「浸水リスク」と資産の集積状況を基にした「安全資産損害リスク」の2つのリスクを指標としてエリア評価を行い、上位12地区を重点対策エリアと定め、面的対策を行うエリ</p>

質問	答弁
<p>験しなかった浸水被害が起きている。</p> <p>浜北区の準用河川「有隣川」と二級河川「馬込川」に挟まれた下善地区においても、浸水被害は深刻である。先般の議会質問でも治水の話題が相次いだ。下善地区における治水対策について、以下伺う。</p> <p>(1) 「浜松市総合雨水対策計画」では12か所の重点対策エリアを設けているが、「有隣川」流域はこの12か所に含まれていない。この流域では近年、深刻な被害が相次いでおり、治水対策を進めていくべきと考えるが、重点対策エリアの設定について伺う。</p> <p>(2) 有隣川の具体的な治水対策について伺う。</p> <p>7 インクルーシブ遊具の拡充について</p> <p>浜北区の西中瀬中央公園にインクルーシブ遊具を設置してから約1年が経過し、市民からは他の地域でもインクルーシブ遊具を設置できないかという声が届いている。今後、インクルーシブ遊具を設置した公園を増やすことや、既存の公園の遊具改修のタイミング等に地域の意向を確認しながら、インクルーシブ遊具の設置を進めてはどうかと考えるが伺う。</p>	<p>アとし、それ以外の地区は一般エリアと定め、局所的対策を行っていくこととしている。準用河川有隣川は、二級河川馬込川の二次支川であり一次支川の準用河川五反田川と下善地区で合流している。現行の「浜松市総合雨水対策計画」では、有隣川流域は、重点対策エリアとして位置付けていないが、最近の豪雨では有隣川の水位上昇が著しく、五反田川との合流部では著しい浸水を確認している。重点対策エリアに位置付けている五反田川流域に隣接していること、有隣川の治水対策が五反田川の浸水被害軽減にも寄与することから、五反田川エリアを補完するエリアとして位置付け、一体的な治水対策を計画するよう、「浜松市総合雨水対策計画」における重点対策エリアの見直しを検討しているところである。</p> <p>(2) 有隣川では水位上昇が著しく、特に五反田川との合流部付近においては、降雨時には堤防が満水状態であることから、抜本的な河川改修を行い、降雨時における洪水流下能力の確保が必要であると考えている。具体的には、五反田川との合流部における河川形状の見直しと、善願橋までの区間で河道拡幅を計画しており、計画がまとまり次第、用地買収に着手していく予定である。更に、県が行う二級河川馬込川の改修、市が行う準用河川五反田川の改修などの本川河川整備の加速化はもとより、排水機場、調整池などの整備については、農地をはじめとする庁内関係部署と連携し、浸水被害の軽減に向けた効果的な対策に取り組んでいく。</p> <p>7. 中村花みどり担当部長</p> <p>西中瀬中央公園は、地域の意見や要望を聴き取りながら整備を行い、昨年10月に新規開設をしている。近隣に特別支援学校があるという立地状況もあり、サポートつきブランコ、回転遊具、砂場の3基のインクルーシブ遊具を設置した。また、公園利用者の理解を促すために、誰もが分け隔てなく遊べることを示すサインも設置した。インクルーシブな遊び場を設置する場合には、入り口、駐車場等からの動線やトイレ等の施設のバリアフリー化、遊具周辺の空間の確保等も考慮する必要がある、こうしたことが整備における主な敷地条件となる。今後の新規整備については、東部やすらぎ公園の拡張区域において敷地条件が克服できる見込みであることから、インクルーシブ遊具の設置を検討している。また既存公園の改修については、バリアフリー化等の敷地条件が克服できる公園においては、遊具更新のタイミングで地域の意向を確認し、立地状況、必要性等を総合的に勘案したうえで、設置を検討していく。なお、全国的にもこうした遊び場の普及は始まったばかりなので、引き続き全国の動向を注視し、遊具や遊び方に関する情報収集にも努めていく。</p>

質問	答弁
<p>8 スポーツコミッションによる地域振興について</p> <p>スポーツによる地方創生、まちづくりという観点は非常に重要であり、本市としてもスポーツコミッションの推進を進めてきたところである。しかし、効果として一過性のものが多く、継続的に経済効果・社会的効果を得ることが重要である。令和6年1月に区が再編されることを機に、改めて地域に重点を置き、地域にあるスポーツの力を発掘し、つながりを強化し、新たな地域振興の形を構築していくべきと考える。</p> <p>そこで、スポーツの力を活用したスポーツによる地域振興を促進するための考えを伺う。</p>	<p>8. 嶋野文化振興担当部長</p> <p>本市では、スポーツコミッションをスポーツ政策の柱の一つとして、スポーツ振興課が主体となり、国際大会や国外からの合宿誘致など積極的に取り組んできた。一方で、各地域においても、地域内の自然や施設を活かした大規模な競技大会やイベントなどが開催されている。持続性に関しては、いずれも大会の要件、また、核となる関係者との繋がりや実施主体の存在、受入れ環境などの条件により、毎年度、本市を会場として開催されているものや、開催地が毎年変更するため一過性で終わっているもの、また、近年では、運営側の人員や財源の確保など受入れ環境が整わず継続が困難となったケースも見受けられる。スポーツコミッションは、大会やイベントの誘致を通じて、本市の情報発信や人口交流、また、宿泊などにより地域経済への寄与など、その効果は、地域の振興にも繋がるものとする。今後スポーツコミッションについては、引き続き、各区担当課とも連携し、国内外の大会や合宿の誘致を推進するとともに、各地域が有するスポーツの「する」「みる」「ささえる」環境を活かした地域スポーツコミッションの推進に努めていく。</p>